

特別用途地区（大規模集客施設制限地区）

■地区の概要

種類	大規模集客施設制限地区
位置及び区域	計画図表示のとおり
面積	約 64.7ha

■規制内容

特別用途地区内の建築制限等	大規模集客施設制限地区内においては、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものは、建築してはならない。
---------------	--

■計画図

